

議案第5号

茂原市立幼稚園の保育料に関する規則の一部を改正する規則の制定について

茂原市立幼稚園の保育料に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和元年8月21日提出

茂原市教育長 内田達也

茂原市立幼稚園の保育料に関する規則の一部を改正する規則

茂原市立幼稚園の保育料に関する規則（平成27年茂原市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（子どものための教育・保育給付の円滑な実施に係る経過措置）

- 3 別表中「8月」とあるのは、令和元年9月30日までに限り、「9月」と読み替えるものとする。

別表備考1中「第5条の4の2第6項」を「第5条の4の2第5項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の別表備考1の規定は、平成31年4月1日から適用する。

提案理由 幼児教育・保育の無償化に伴い、所要の改正をしようとするものです。